



鳥取県公報

平成 22 年 11 月 2 日 (火)
号外第 94 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 監査公告	監査結果の公表 (10)	2
--------	--------------------	---

監 査 委 員 公 告

鳥取県監査委員公告第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、平成21年度決算に係る定期監査を執行したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を次のとおり公表する。

平成22年11月2日

鳥取県監査委員 山 本 光 範
 鳥取県監査委員 米 田 由 起 枝
 鳥取県監査委員 伊 木 隆 司
 鳥取県監査委員 山 根 眞 知 子
 鳥取県監査委員 内 田 博 長
 鳥取県監査委員 山 田 幸 夫

第1 監査結果報告

1 監査の概要

(1) 監査の対象及び着眼点

監査は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象とし、これらが適正かつ効率的に行われているかを主な着眼点として実施した。

(2) 監査の実施方法

監査は、次に掲げる方法により実施した。

ア 実地監査

監査実施機関に出向くことを基本とし、関係書類や事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取して行う監査

イ 書面監査

監査実施機関に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を聴取して行う監査

(3) 監査実施機関の数

区 分	監査対象 機関の数	監査実施 機関の数	左 の 内 訳	
			実地監査	書面監査
知 事 部 局	134	134	134	0
企 業 局	3	3	3	0
病 院 局	3	3	3	0
教 育 委 員 会	52	52	35	17
警 察 本 部	10	10	5	5
委 員 会 等	3	3	3	0
県 議 会 事 務 局	1	1	1	0
合 計	(207) 206	(207) 206	(187) 184	(20) 22

注1 機関の数は、総合事務所の各局を1機関とし、農林総合研究所の企画総務部及び各試験場を1機関としている。

2 合計欄の()は前年度の数である。

(4) 監査実施期間

平成22年3月16日から同年8月25日まで

(5) 監査の執行者

監査執行者は、次のとおりである。

監査委員	山本 光範
同	米田 由起枝
同	伊木 隆司
同	山根 眞知子
同	内田 博長
同	山田 幸夫

なお、地方自治法第199条の2（監査執行上の除斥）の規定により、監査委員 内田博長及び山田幸夫は、県議会事務局について監査を行っていない。

2 監査結果

(1) 概要

全体としてはおおむね適正に処理されていたが、一部の事務処理について不適正な事項があったので、その度合いが重大なもの又は著しく妥当性を欠くもの等を指摘事項とし、その内容を公表するとともに、別途文書により該当する部局長及び監査実施機関の長に対し、今後適切な取扱い又は改善を行うよう通知し、その処理方針について回答を求めた。

なお、指摘事項の内容は、(2)の実施機関別の状況に記載している。

監査処置基準（抜粋）

指 摘	1 法令（条例、規則その他の規程を含む。以下、同じ。）に違反したもの又は不当なもので、重大なもの
	2 著しく妥当性を欠くもの
	3 著しく不経済又は非効率なもの

また、次に掲げる不適正の度合いが比較的軽易なものを注意事項として、該当する部局長及び監査実施機関の長に対し、別途文書により是正を求め、又は注意を喚起した。

ア 予算事務

債務負担行為限度額を超えての支出（流用執行）

イ 収入事務

調定の漏れ又は調定金額の誤り、調定の遅延、証紙徴収整理簿の記載漏れその他の収入事務手続の不適正

ウ 支出事務

契約伺への債務負担行為の議決書等の写しの未添付、支出金額の誤り、年度区分又は支出科目の誤りその他の支出事務手続の不適正

エ 契約事務

契約書の内容不備、契約書に定める書類の未受理、検査員の任命の伺いの未作成その他の契約事務手続の不適正

オ 補助金等事務

交付申請書の受理の遅延、実績報告書の受理の遅延、額の確定の遅延その他の補助金等に係る事務処理の不適正

カ 工事の執行事務

工事内容変更に係る協議書の未作成その他の工事の執行に係る事務手続の不適正

キ 財産管理事務

公有財産台帳の未整備、郵券印紙受払簿の記載漏れ、物品保管主任の任命伺いの未作成その他の財産管理事務手続の不適正

ク その他の事務

歳入歳出外現金の証拠書類の未編さんその他の事務手続の不適正

(2) 実施機関別の状況

ア 防災局

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
防 災 チ ー ム	平成22年7月27日	実 地 監 査
危 機 管 理 チ ー ム	〃	〃
消 防 チ ー ム	〃	〃
消 防 防 災 航 空 セ ン タ ー	平成22年5月13日	〃
消 防 学 校	平成22年4月15日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

イ 総務部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
総 務 課	平成22年8月24日	実 地 監 査
政 策 法 務 室	平成22年7月28日	〃
県 民 室	平成22年7月27日	〃
財 政 課	平成22年8月4日	〃
税 務 課	平成22年8月18日	〃
人 事 ・ 評 価 室	平成22年8月19日	〃
給 与 室	〃	〃
業 務 効 率 化 室	平成22年8月4日	〃
財 源 確 保 室	平成22年8月19日	〃
自 治 研 修 所	平成22年7月7日	〃
福 利 厚 生 室	平成22年7月27日	〃
人 権 推 進 課	〃	〃
同 和 対 策 課	〃	〃
東 京 本 部	平成22年4月19日	〃
関 西 本 部	平成22年4月20日	〃
名 古 屋 本 部	平成22年4月19日	〃
公 文 書 館	平成22年3月17日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

鳥取県職員宿舍管理業務に係る委託契約（中部地区）外1件について、契約書に定める実施報告書の受理が遅延していた。（財源確保室）

ウ 企画部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
政 策 企 画 総 室	平成22年8月24日	実 地 監 査
協 働 連 携 推 進 課	平成22年7月27日	〃
統 計 課	〃	〃
広 報 課	平成22年8月18日	〃
青 少 年 ・ 文 教 課	平成22年7月27日	〃

男女共同参画推進課	〃	〃
自治振興課	平成22年8月24日	〃
移住定住促進室	平成22年7月28日	〃
中山間地域振興室	〃	〃
情報政策課	平成22年8月18日	〃
交通政策課	平成22年7月28日	〃
男女共同参画センター	平成22年5月12日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

エ 文化観光局

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
文化政策課	平成22年8月25日	実地監査
交流推進課	平成22年7月28日	〃
観光政策課	〃	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

「再興第93回院展鳥取展」開催事業補助金について、実績報告書の受理が遅延していた。(文化政策課)

商工手数料(旅行業更新登録申請等手数料)に係る証紙収入について、鳥取県収入証紙を貼付すべきところを誤って収入印紙を貼付した申請書を受領し、消印をしているものがあった。(観光政策課)

オ 福祉保健部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
福祉保健課	平成22年8月24日	実地監査
障害福祉課	平成22年8月4日	〃
子ども発達支援室	〃	〃
長寿社会課	平成22年8月19日	〃
子育て支援総室	〃	〃
医療政策課	平成22年7月28日	〃
医療指導課	〃	〃
健康政策課	平成22年7月27日	〃
皆成学園	平成22年3月18日	〃
総合療育センター	〃	〃
鳥取療育園	平成22年5月13日	〃
中部療育園	平成22年5月12日	〃
福祉相談センター	平成22年5月13日	〃
倉吉児童相談所	平成22年5月12日	〃
米子児童相談所	平成22年4月14日	〃
喜多原学園	〃	〃
保育専門学院	平成22年5月12日	〃

鳥取看護専門学校	平成22年5月13日	〃
倉吉総合看護専門学校	平成22年5月12日	〃
精神保健福祉センター	平成22年5月13日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

民生手数料（介護サービス情報公表手数料）に係る証紙収入について、申請書受理時に行うべき貼付された収入証紙の消印及び証紙徴収整理簿の確認を6か月に1度行っていた。（長寿社会課）

看護職員等修学資金貸付金返還金に係る延滞金について、調定額に誤りがあり、また、調定を行っていないものがあった。（医療政策課）

鳥取県立総合療育センター院内保育所運営業務委託契約外1件について、予定価格を決定していなかった。（総合療育センター）

カ 生活環境部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
環境立県推進課	平成22年8月24日	実地監査
水・大気環境課	平成22年8月19日	〃
衛生環境研究所	平成22年6月24日	〃
循環型社会推進課	平成22年7月27日	〃
景観まちづくり課	平成22年8月4日	〃
公園自然課	〃	〃
砂丘事務所	〃	〃
くらしの安心推進課	平成22年7月28日	〃
消費生活センター	平成22年6月24日	〃
住宅政策課	平成22年8月19日	〃
食肉衛生検査所	平成22年4月15日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

キ 商工労働部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
政 策 室	平成22年8月4日	実地監査
経 済 通 商 総 室	平成22年8月18日	〃
雇 用 人 材 総 室	平成22年8月24日	〃
産 業 振 興 総 室	平成22年8月25日	〃
市 場 開 拓 室	平成22年8月18日	〃
食のみやこ推進室	〃	〃
倉吉高等技術専門学校	平成22年4月14日	〃
米子高等技術専門学校	平成22年4月15日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

ク 農林水産部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
農 政 課	平成22年8月24日	実地監査
農 業 大 学 校	平成22年6月24日	〃
経 営 支 援 課	平成22年7月28日	〃
生 産 振 興 課	〃	〃
畜 産 課	平成22年8月19日	〃
耕 地 課	〃	〃
森 林 ・ 林 業 総 室	平成22年8月4日	〃
農 林 総 合 研 究 所		
企 画 総 務 部	平成22年4月15日	実地監査
農 業 試 験 場	平成22年4月14日	〃
園 芸 試 験 場	平成22年4月15日	〃
畜 産 試 験 場	平成22年4月14日	〃
中 小 家 畜 試 験 場	平成22年4月15日	〃
林 業 試 験 場	平成22年4月14日	〃
水産課・とっとり賀 露かっこ館	平成22年8月19日	〃
鳥取家畜保健衛生所	平成22年5月12日	〃
倉吉家畜保健衛生所	平成22年3月18日	〃
西部家畜保健衛生所	平成22年4月14日	〃
境港水産事務所	平成22年4月15日	〃
水 産 試 験 場	平成22年4月14日 及び15日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

鳥取県農林水産部農林総合研究所園芸試験場施設管理等の業務委託契約について、債務負担行為の限度額を超えて契約を締結していた。(農林総合研究所園芸試験場)

地域養殖振興対策事業費補助金について、交付額に誤りがあった。(水産課)

ケ 県土整備部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
県 土 総 務 課	平成22年8月25日	実地監査
技 術 企 画 課	平成22年7月27日	〃
道 路 企 画 課	平成22年8月19日	〃
道 路 建 設 課	〃	〃
河 川 課	平成22年8月18日	〃
治 山 砂 防 課	平成22年8月4日	〃
空 港 港 湾 課	平成22年8月19日	〃
鳥取空港管理事務所	平成22年5月13日	〃
鳥取港湾事務所	〃	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

鳥取県空港地上作業監視業務費補助金について、交付額に誤りがあった。(空港港湾課)

コ 行政監察監

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
行 政 監 察 室	平成22年8月18日	実 地 監 査
公益法人・団体指導室	〃	〃
建 設 事 業 評 価 室	〃	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行は、おおむね適正であると認められた。

サ 総合事務所

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
東 部 総 合 事 務 所		
県 民 局	平成22年6月24日	実 地 監 査
県 税 局	〃	〃
福 祉 保 健 局	〃	〃
生 活 環 境 局	〃	〃
農 林 局	平成22年7月14日	〃
県 土 整 備 局	〃	〃
八 頭 総 合 事 務 所		
県 民 局	平成22年6月25日	実 地 監 査
農 林 局	平成22年7月15日	〃
県 土 整 備 局	〃	〃
中 部 総 合 事 務 所		
県 民 局	平成22年6月8日	実 地 監 査
県 税 局	〃	〃
福 祉 保 健 局	〃	〃
生 活 環 境 局	〃	〃
農 林 局	平成22年7月14日	〃
県 土 整 備 局	〃	〃
西 部 総 合 事 務 所		
県 民 局	平成22年6月25日	実 地 監 査
県 税 局	〃	〃
福 祉 保 健 局	〃	〃
生 活 環 境 局	〃	〃
農 林 局	平成22年7月15日	〃
県 土 整 備 局	〃	〃
日 野 総 合 事 務 所		
県 民 局	平成22年6月9日	実 地 監 査
福 祉 保 健 局	〃	〃
農 林 局	平成22年7月14日	〃
県 土 整 備 局	〃	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

土木使用料（電柱敷等に係る道路占用料等）について、調定が遅延しているものがあった。（八頭総合事務所県土整備局）

庁舎入居者の冷暖房使用に係る行政財産使用料について、調定を行っていなかった。（西部総合事務所福祉保健局）

シ 会計管理者

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
会 計 局	平成22年7月28日	実 地 監 査
庶 務 集 中 局	平成22年8月18日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

不用品の処分について、処分承認の事務手続が遅延していた。（庶務集中局）

ス 企業局

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
企 業 局	平成22年7月6日	実 地 監 査
東 部 事 務 所	〃	〃
西 部 事 務 所	平成22年7月6日 及び7日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

セ 病院局

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
病 院 局	平成22年7月6日	実 地 監 査
中 央 病 院	〃	〃
厚 生 病 院	〃	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

注射薬自動払出システムに関する複合契約について、予定価格を決定していなかった。（中央病院）

厚生病院病棟エレベーター改修工事を対象事業とした地域活性化・経済危機対策臨時交付金に係る病院事業交付金について、調定額に誤りがあった。（厚生病院）

職員駐車場使用料について、調定額に誤りがあった。（厚生病院）

ソ 教育委員会

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
教 育 総 務 課	平成22年8月25日	実 地 監 査
福 利 室	平成22年8月4日	〃
教 育 環 境 課	平成22年8月18日	〃
小 中 学 校 課	平成22年8月4日	〃
特 別 支 援 教 育 課	〃	〃
教 育 セ ン タ ー	平成22年7月7日	〃
高 等 学 校 課	平成22年8月4日	〃
家 庭 ・ 地 域 教 育 課	〃	〃
図 書 館	平成22年6月25日	〃
人 権 教 育 課	平成22年7月28日	〃
文 化 財 課	平成22年8月18日	〃
博 物 館	平成22年6月25日	〃
体 育 保 健 課	平成22年8月18日	〃
ス ポ ー ツ 振 興 課	〃	〃
東 部 教 育 局	平成22年3月17日	〃
中 部 教 育 局	平成22年8月10日	書 面 監 査
西 部 教 育 局	〃	〃
船上山少年自然の家	平成22年4月14日	実 地 監 査
大 山 青 年 の 家	平成22年4月15日	〃
埋蔵文化財センター	平成22年5月12日	〃
妻木晩田遺跡事務所	平成22年4月15日	〃
鳥 取 東 高 等 学 校	平成22年8月23日	書 面 監 査
鳥 取 西 高 等 学 校	平成22年8月10日	〃
鳥 取 商 業 高 等 学 校	平成22年3月17日	実 地 監 査
鳥 取 工 業 高 等 学 校	平成22年3月18日	〃
鳥 取 湖 陵 高 等 学 校	平成22年3月17日	〃
鳥 取 緑 風 高 等 学 校	平成22年3月18日	〃
青 谷 高 等 学 校	平成22年8月19日	書 面 監 査
岩 美 高 等 学 校	〃	〃
八 頭 高 等 学 校	平成22年3月18日	実 地 監 査
智 頭 農 林 高 等 学 校	〃	〃
倉 吉 東 高 等 学 校	〃	〃
倉 吉 西 高 等 学 校	平成22年8月10日	書 面 監 査
倉 吉 農 業 高 等 学 校	平成22年3月18日	実 地 監 査
倉 吉 総 合 産 業 高 等 学 校	平成22年6月25日	書 面 監 査
鳥 取 中 央 育 英 高 等 学 校	平成22年8月10日	〃
米 子 東 高 等 学 校	平成22年3月16日	実 地 監 査
米 子 西 高 等 学 校	平成22年8月19日	書 面 監 査
米 子 高 等 学 校	〃	〃
米 子 南 高 等 学 校	平成22年8月17日	〃
米 子 工 業 高 等 学 校	平成22年8月23日	〃
米 子 白 鳳 高 等 学 校	平成22年3月16日	実 地 監 査
境 高 等 学 校	平成22年4月15日	〃
境 港 総 合 技 術 高 等 学 校	平成22年3月18日	〃

日野高等学校	平成22年3月16日	〃
鳥取盲学校	平成22年8月10日	書面監査
鳥取聾 ^{ろう} 学校	平成22年5月12日	実地監査
鳥取養護学校	平成22年8月19日	書面監査
白兔養護学校	平成22年5月13日	実地監査
倉吉養護学校	平成22年8月17日	書面監査
皆生養護学校	平成22年3月18日	実地監査
米子養護学校	平成22年8月17日	書面監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

雑入（水産実習船「若鳥丸」の用船料）について、調定が遅延していた。（教育環境課）

スクールバス運行・管理業務委託契約に係る委託料について、支出額に誤りがあった。（皆生養護学校）

タ 警察本部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
警察本部	平成22年8月25日	実地監査
鳥取警察署	平成22年7月16日	書面監査
郡家警察署	平成22年7月22日	〃
智頭警察署	平成22年5月12日	実地監査
浜村警察署	平成22年7月21日	書面監査
倉吉警察署	平成22年4月15日	実地監査
八橋警察署	平成22年4月14日	〃
米子警察署	平成22年7月16日	書面監査
境港警察署	平成22年7月21日	〃
黒坂警察署	平成22年4月14日	実地監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

チ 委員会等

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
監査委員事務局	平成22年8月24日	実地監査
人事委員会事務局	平成22年8月19日	〃
労働委員会事務局	平成22年7月27日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行は、おおむね適正であると認められた。

ツ 県議会事務局

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
県議会事務局	平成22年8月25日	実地監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事

項があった。

〔指摘事項〕

政務調査費に係る交付金について、交付額に誤りがあった。(県議会事務局)

第2 監査意見

1 統轄監

タイムリーで効果的な情報発信について(広報課)

本県の試験研究機関では、鳥姫(酒米)、ねばりっこ(ながいも)等の新品種が生み出され県内外から高い評価を得る等広報素材が多くあり、PRがなされているところである。

しかし、他県に先行して成果を上げている研究事例が遅れて報道されるなど、スピード感や情報提供の時期を失い、インパクトに欠けていると感じることもある。

また、マスコミでの露出度においても、山陰両県は報道ツール(新聞、テレビ、ラジオ等)が同様であるため、隣県よりも少ないのではないかと感じられるところでもある。

については、統轄監及び各部局は連携して戦略的な広報に努め、タイムリーかつスピーディーに情報提供を行うとともに、県内外への効果的な情報発信に努められたい。

2 総務部

(1) 業務上のノウハウの継承について(業務効率化室(業務効率推進課))

近年、定期監査において不適正事案が増加傾向にあり、その中でも、イージーミスやケアレスミスなど財務会計の基本的な知識不足によると思われる事例が多く見られる。

財務会計事務については、事務に熟知した職員が少なくなり、若い職員への指導及び上司の進行管理・確認が十分に行えない状況となっている。

技術部門については、職員数の減等により現場へ出向く機会が減少し、現場に熟知した職員が少なくなり、関係団体や施工業者への指導に支障がでてきている。

業務全般については、電子決裁の導入などの影響により、職員間のコミュニケーションが不足し、これまで培ってきた経験や知識が十分に継承されず、組織としての確認や判断が的確に行われないことも危惧される。

このような状況が続けば、今後の円滑な業務の執行に大きな支障をきたすことが懸念される場所である。

については、各業務の検証を行い、職員の業務上のノウハウが若い職員へスムーズに引き継がれるような方策を検討されたい。

(2) 総合事務所のあり方について(業務効率化室(業務効率推進課))

総合事務所については、平成13年度に日野総合事務所が設置されたのを皮切りに、平成18年度には県下5つの総合事務所が設置され、11の事務を所掌している。

総合事務所の設置により、住民の利便性の向上や住民の意見が迅速に行政に反映される等の効果が出ている。

しかし、個別の事務をみると、現場で苦慮している状況が見られる。

具体的には、今年4月から東部・中部・西部総合事務所に農商工連携チームが設置されたが、東部地区では「商工業及び労働に関する事務」を商工労働部が担当しているため、東部総合事務所では商工団体等の情報が不足し、農商工連携業務の推進に苦慮している。

また、林道整備等については、八頭総合事務所が鳥取市及び岩美郡を、日野総合事務所が米子市、境港市及び西伯郡をエリアとしているが、エリアが広範囲にわたるため、業者への指導・監督等に苦慮している。

さらに、日野郡では7月に日野地区連携共同協議会が設置され、各種の事務を共同して取り組む動きも出ており、福祉業務をはじめとした市町村への権限移譲も念頭に置いて、県庁と各総合事務所の業務を検証する時期にきている。

については、県民の視点や効率性の観点から、特に、東部地区においては総合事務所の統合を念頭に置き

ながら、県庁と総合事務所との役割分担及び組織・体制のあり方について、検討を行われたい。

(3) 研修効果の波及方策について(自治研修所(職員人材開発センター))

職員人材開発センターでは、職務に必要な階層別の研修や個人の能力開発研修等、県職員の資質向上に必要な研修を実施している。

しかし、能力開発研修の一環である財務会計事務の研修については、業務の多忙等により研修を受講できない状況や、研修を受講した場合でも、職場での伝達が行われていない状況が見受けられた。

研修によっては、その内容を広く職場に伝えることにより、研修の効果がさらに高まるものと思われる。

については、研修の内容に応じて、受講者による伝達研修の実施、DVDの作成やホームページへの掲載など、研修の効果がより波及する方策を検討されたい。

3 総務部及び農林水産部共通

水産試験場の組織体制の検証について(業務効率化室(業務効率推進課)及び水産課)

水産研究の連携及び庶務部門の集中化による組織のスリム化を図るため、平成21年4月に水産試験場(境港市)と栽培漁業センター(湯梨浜町)が統合された。

新組織となって1年が経過しているが、対象とする分野がそれぞれ海洋域と沿岸域で大きく異なること、双方の所在地が離れていることにより事務処理が非効率となっていることなど、業務管理や会計処理上の問題が生じているため、組織統合のメリットが感じられないとの意見も出されており、今後の業務のあり方について検証する必要があると考える。

については、職員や関係者の意見を聞きながら水産試験場の業務管理や会計処理上の問題点等について、検証されたい。

4 総務部及び会計管理者共通

財務会計事務の適正な執行について

(1) 事務処理の進行管理及び確認体制等について(会計指導課)

例年の定期監査において不適正事項が減少しないことから、平成21年度決算に係る定期監査において、財務の事務処理に係る進行管理及び確認体制を調査したところ、担当者やその上司について、適正な知識の習得や組織としての進行管理が必要であると判断される状況が見受けられた。

については、事務を適正に執行するため、進行管理及び確認体制の充実を指導されたい。

また、会計事務研修の受講や受講者による伝達研修の実施について指導されたい。

(2) 会計規則等の見直しについて(会計指導課及び集中業務課)

収入証紙の取扱いについて、現行の鳥取県収入証紙規則では証紙収入が発生する都度、出納機関の長等が収入証紙の消印・整理を行うこととなっている。

しかし、鳥取看護専門学校のように出納機関の長が病院長のため多忙であったり、農林総合研究所の各試験場のように出納機関の長(農林総合研究所長)の勤務地が遠隔地であるため、規則を遵守することが困難な状況となっている。

また、生産品の処分について現行の鳥取県物品事務取扱規則では、その都度出納機関の長の承認を受けることとなっているが、農林総合研究所の各試験場は月に1回の承認となっている。

については、規則を遵守することが困難な事例が見受けられるので、現場の意見を聞きながら、実態に応じた規則等の見直しを行うとともに、時代の変化に対応した簡素・合理化を図られたい。

(3) 事務処理体制について(人事・評価室(人事企画課)及び業務効率化室(業務効率推進課))

会計事務については、業務の効率化等に伴い、庶務集中化と正規職員から非常勤職員への転換が図られているところである。

その結果、機関によっては、技術職員が出納員となり非常勤職員とともに会計事務を処理している状況などが見受けられ、担当職員全員が同時に異動や交代となれば、会計事務処理に支障が生じることが懸念される。

については、少数の職員で会計事務処理を行っている機関については、現状を検証した上で、会計事務処理に支障が生じないよう人事異動や非常勤職員の交代に配慮されたい。

5 福祉保健部

発達障がいへの理解と支援について（子ども発達支援室（子ども発達支援課））

発達障がいは、比較的新しい概念であり、かなり研究が進んだ分野もあれば、まだ十分でない分野もあるのが現状である。

また、医療、生活支援、就労支援等の現場で、発達障がいに理解のある支援者が不足しており、特に医師の不足が支援体制の充実を図る上での制約になっている。

一方で、発達障がいの範囲は広く、対象者も広範囲であり、すべての者に支援を行える状況にない中で、県としてどのような症状や状況に置かれている者に支援を行うのか、方針を明確化する段階には至っていない。

乳幼児期から学齢期にある者については保育園や学校、療育機関等を通じて個々に応じた支援が充実しつつあると思われるが、成人については現状の把握も困難であり、適切な支援を受けないまま成人となった者も多いと思われる。

県内では、「エール」自閉症・発達障害支援センター等の機関で研修や相談支援等を行っているが、その活動内容や発達障がいへの理解が広く一般に浸透しているとは言い難い。

については、発達支援の分野における医師不足の解消について、関係医療機関に強く働きかけて早期の解決を図られたい。

また、「エール」自閉症・発達障害支援センター等で実施している研修活動や相談支援活動について広く県民に紹介するなど、発達障がいへの理解が深まるよう努力されたい。

さらに、現在、国において支援のあり方について検討が進められているところであるが、この検討に合わせ、どのような者にどのような支援を行うのか関係者と十分に議論を行われたい。

6 福祉保健部及び病院局共通

看護教員の養成について（医療政策課及び病院局）

医療従事者の養成・確保が医療行政の重要課題となっており、看護師養成の充実を図るために平成23年度から倉吉総合看護専門学校の入学生員が10人増員される予定である。

その一方で、看護師養成を担う看護教員については、有資格者の絶対数が少ないため、確保が困難な状況にあり、倉吉総合看護専門学校では定員どおりの教員数が確保できていない。

このような状況において、看護教員を安定的に確保するためには、県立病院の担う役割が大きいが、病院に勤務する看護師の中には、看護専門学校勤務後、高度化・専門化が著しい病院現場に復帰できなくなるのではないかと危惧する意見もある。

このため、病院から看護専門学校に派遣する場合には、派遣期間を明確にするなど看護師の不安を解消するとともに、看護教員の養成を計画的に行う必要がある。

については、看護師養成の充実を図るために、福祉保健部及び病院局は連携して看護教員の計画的な養成に努められたい。

7 商工労働部

公営企業会計決算審査意見への対応について（産業振興総室）

工業用水道事業及び米子崎津地区の埋立事業について、公営企業会計決算審査意見書において次のとおりそれぞれ意見を付したところである。

については、この両事業は企業立地や企業動向に密接に関連することから、商工労働部においても、今後の事業展開や取組方策等について企業局と一体となって検討し善処されたい。

< 公営企業会計決算審査意見の概要 >

(1) 工業用水道事業について

今後の厳しい需要見通しの下では運転資金が5年後には不足する見込みであり、企業局においては、工業用水の需要開拓について積極的に営業活動を行い、また、人員削減を行うなど経営の改善に向けて努力されているところであるが、現存企業の新規需要開拓は限界である。

については、事業の実態や決算の状況を広く県民に判りやすく明らかにするとともに、経済情勢や産業構

造の変化を踏まえ、誘致企業の動向をにらみながら、工業用水道事業のあり方を再検討されたい。

(2) 米子崎津地区の利活用について

米子崎津地区は、現在、上下水道及び道路等のインフラも未整備のまま、恒久的な利用方策の目途が立たない状況で保有しているところであり、平成14年度包括外部監査結果に対し講じた措置として、「当面は、企業局の所管とし、工業用地としての利用を模索するが、併せて、県の知事部局においても、米子市等にも協力を求めながら、工業用地以外の利用の可能性とその際の所管について検討する。」としていたが、一向に進展していない状況である。

については、過去の経緯を踏まえた上で、企業誘致等のノウハウがあり、今後の利用が期待される電気自動車関連企業や対岸交流関連企業等に関わりの深い商工労働部が中心となって、幅広い視点から全庁的に多用途の利活用方策を検討されたい。